

(仮称) 富士川町立統合中学校建設工事設計業務委託に係る
公募型プロポーザル参加表明書及び技術提案書作成要領

1 参加表明書

(1) 様式等

- ① 様式及び添付資料は、全てA4版とする。
- ② 記入する文字のサイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ③ 文字のフォントは規定しないが、読みやすいフォントを使用すること。

(2) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 会社概要及び建築士の雇用状況(様式2)
- ③ 業務実績(様式3)
- ④ 受賞実績(様式4)
- ⑤ 担当技術者調書(様式5)
- ⑥ 特定設計業務共同企業体協定書(様式6)

(3) 記載上の留意事項

① 参加表明書(様式1)

- ・JVの場合は、「A社・B社(仮称)富士川町立統合中学校建設工事設計業務共同企業体」とし、法人格の記載、商号の略称は不可とする。

② 会社概要及び建築士の雇用状況(様式2)

以下に示す内容を作成すること。JVの場合は、構成員ごとに作成すること。

- ・一級建築士事務所の登録を受けていることを証明する書面の写しを添付すること。
- ・建築士を証明する資料として、一級建築士免許証の写しを提出すること。免許証の写しがない場合は、資格として認めない。
- ・直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料として、被保険者証の写し等を添付すること。

③ 業務実績(様式3)

- ・実施要領「4 公募型プロポーザルの参加資格要件(1)共通事項」に示す、設計業務実績を記載すること。
- ・設計業務実績は参加資格要件の他、同種、類似、及び省エネ性能の向上に係る設計業務を評価の対象とするので併せて記載すること。
- ・評価する同種、類似、及び省エネ性能の向上に係る設計業務の定義は次のとおり。

ア 同種の設計業務

用途：国土交通省告示第 98 号 別添二、建築物の類型 七の新築、増築または改築

規模：一棟の延べ面積が 5,000 m²以上（増築の場合は増築した部分の面積、改築の場合は改築した部分の面積をいう）のもの

イ 類似の設計業務

用途：国土交通省告示第 98 号 別添二、建築物の類型 四、六、八、十、十一、十二の新築、増築または改築

規模：一棟の延べ面積が 5,000 m²以上（増築の場合は増築した部分の面積、改築の場合は改築した部分の面積をいう）のもの

ウ 省エネ性能の向上に係る設計業務

BEI 値（省エネルギー性能指標）が 0.5 以下のもの

- ・平成 20 年 4 月 1 日以降に完成引渡し済の「ア 同種の設計業務」がある場合は、この実績を記載すること。これがない場合は、「イ 類似の設計業務」に示す実績を記載すること。
- ・JV の構成員としての実績は、出資比率が 30 % 以上に限る。
- ・実績として記載することができる発注機関は、国、都道府県、市町村に限る。
- ・設計業務実績を証明する資料として、契約書等の写し（設計業務名、発注機関、履行期間、受注形態、用途、構造、及び延べ面積が確認できるもの）を添付すること。契約書等の写しがない場合は、実績として認めない。
- ・省エネ性能の向上に係る設計業務実績については、BEI 値が確認できる評価書等の写しを添付すること。

④ 受賞実績（様式 4）

- ・平成 20 年 4 月以降に完成した建築の受賞実績を記載すること。（3 件までとする）
- ・実績は、単独または JV の代表構成員として受注した実績に限る。
- ・国、地方公共団体及び国、地方公共団体が構成員になっている協議会等から、設計者として表彰を受けた実績を記載すること。
- ・受賞実績を証明する資料として、賞状の写し、掲載された書籍のコピー等、表彰団体、施設名、受賞内容が確認できるものを添付すること。
その際、A4 版ではないものを添付する場合は、A4 版に収まるように縮小等すること。
- ・発注者については団体名までを記載し、個人名の記載は不要とする。
- ・記入欄の幅等、適宜変更して作成すること。
- ・1 枚で記入できない場合には追加して作成すること。その際にはページ番号を付けること。

⑤ 担当技術者調書（様式 5）

- ・管理技術者は、建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士を配置すること。
（JV の場合は、代表構成員に所属する者とする。）

- ・管理技術者の業務実績について、③で示す同種、類似施設において、管理技術者として携わった実績を記載すること。記載方法は③の留意事項と同様とする。また、従事した立場が分かる技術者届または実施体制表等の写しを添付すること。
- ・意匠担当主任技術者は企業体に所属する者を配置すること。
- ・管理技術者および意匠担当主任技術者は、所属する事務所と恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある者とし、所属が確認できる被保険者証の写しを添付すること。
- ・構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者及び積算担当主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
- ・管理技術者及び各担当主任技術者については、保有資格を証明する資格者証の写しを添付すること。
- ・本業務にあたる管理技術者及び各担当主任技術者は、原則として担当技術者調書（様式5）に記入された者とし、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き変更をすることはできない。
- ・各担当主任技術者は、他の担当主任技術者を兼任していないこと。
- ・構造担当、電気設備担当、機械設備担当、及び積算担当の主任技術者に配置予定の者には、業務協力を求める他の設計事務所等（以下「協力事務所」という）の技術者を配置することができる。
- ・協力事務所となる者は、実施要領「4 公募型プロポーザルの参加資格要件の(1)共通事項」（①、②を除く）を満たしていること。

2 技術提案書

(1)様式等

- ① 技術提案書提出届は、A4版とする。
- ② 技術提案書は、A3版横(片面のみ)3枚以内とする。
- ③ 記入する文字のサイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ④ 文字のフォントは規定しないが、読みやすいフォントを使用すること。

(2)提出書類

- ① 技術提案書提出届(様式7)
- ② 技術提案書(様式8)
- ③ 見積書(様式任意)

(3)記載上の留意事項

①技術提案書

- ・以下のテーマについて提案すること。
 - ア 学校教育目標の具現化①学習環境の充実
多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる環境づくりに対する考え方
 - イ 学校教育目標の具現化②生活環境の充実

一人一人の多様性を尊重しつつ、互いを高めあえる憩いの空間、及び安全安心な学校施設に対する考え方

ウ 環境との共生及び木材利用

自然エネルギー・再生可能エネルギーの活用、及び木材利用に対する考え方

エ コスト意識

建築コスト、ライフサイクルコストを低減するための考え方

オ 土地利用計画

学校環境や周辺環境に配慮した施設の設置に対する考え方

- ・提案は、文章での提案を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ・提案を補完するための挿絵・図等の表現については、参考資料「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」を参照し、具体的な設計図・完成予想図を使用してはならない。
- ・提案書は、A3 版横使いの片面使用で 3 枚以内とする。
- ・提案書には、提案者を特定できる内容の表現は行わないこと。
- ・レイアウトや色彩の使用は自由とする。（「様式番号・技術提案」は記載しなくてよい）

3 その他

(1)要求した内容以外の書類等については、受理しない。

(2)受領した資料は、返却しない。

(3)次の資料を富士川町ホームページ(<https://www.town.fujikawa.yamanashi.jp>)から参照すること。

①参考資料 ア 第 2 次富士川町学校規模適正化基本方針

②参考資料 イ 新たな中学校の方針

③参考資料 ウ 建設スケジュール

④参考資料 エ (仮称) 富士川町立統合中学校学校経営案

⑤参考資料 オ 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について (最終報告)

⑥参考資料 カ 技術提案における視覚的表現の取扱いについて

(国土交通省「建築設計業務委託の進め方」(平成 30 年 5 月)参照)